

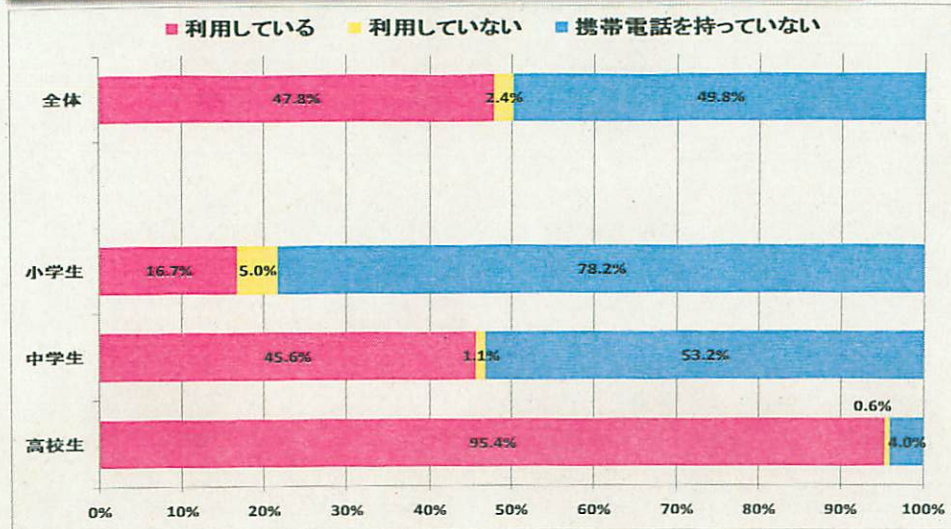
青少年インターネットWGの進め方について
(参考資料)

平成22年9月21日(火)

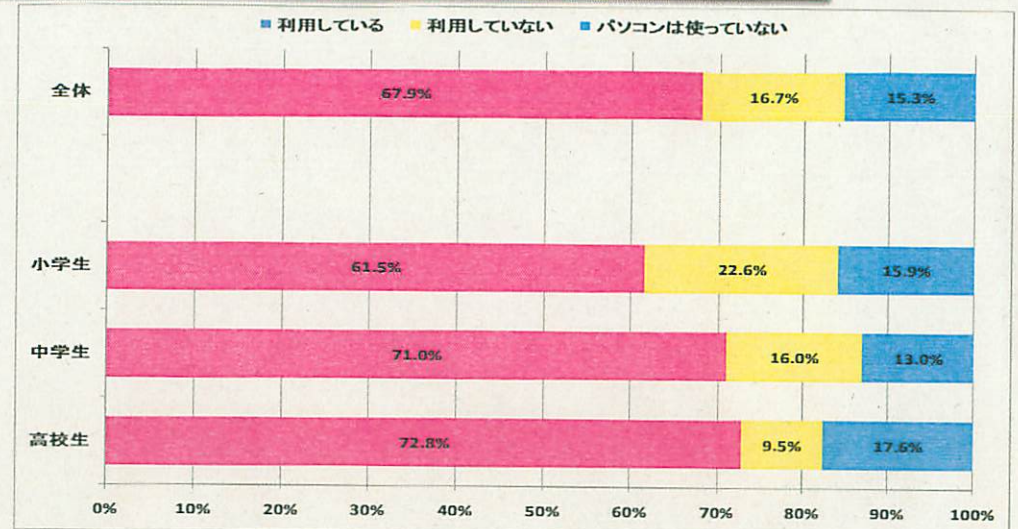
事務局

1-1. とりまく状況 —青少年のインターネット利用の現状—

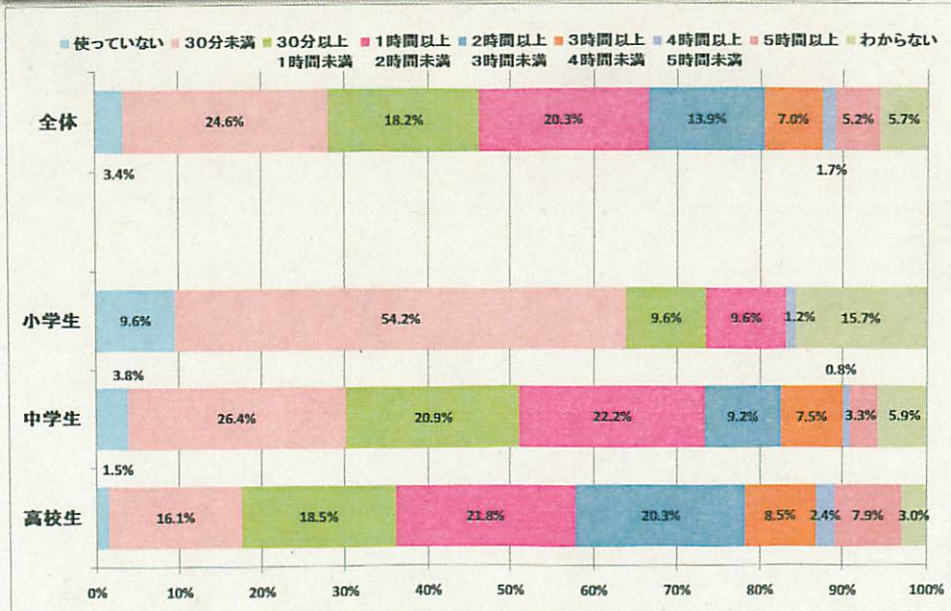
携帯電話によるインターネット利用状況



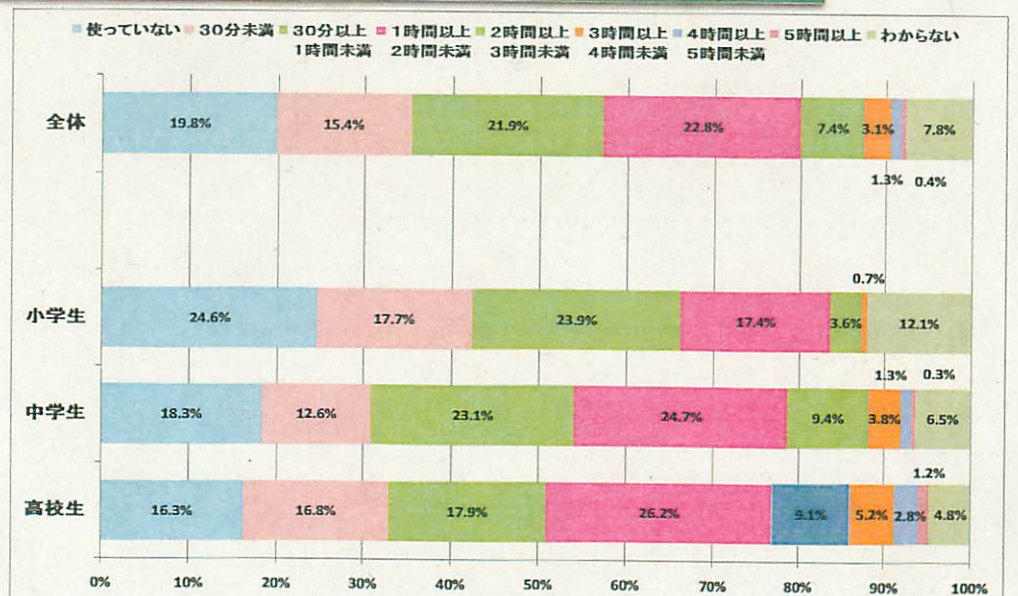
パソコンによるインターネット利用状況



携帯電話によるインターネット利用時間

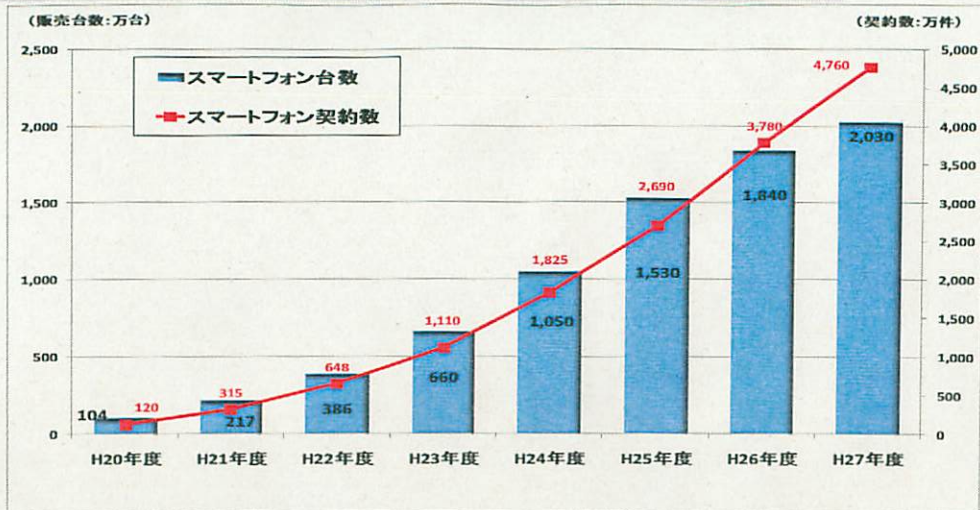


パソコンによるインターネット利用時間

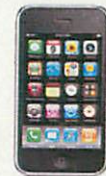


1-2. とりまく状況 –スマートフォン等の新たなデバイスの登場–

スマートフォンの普及状況と予測



(出典: (株)MM総研「国内携帯電話及びスマートフォンの市場規模予測」(H22.8.31))



iPhone 3G (H20.7)



BlackBerry Bold (H21.2)



Xperia (H22.4)



IS 01 (H22.6)

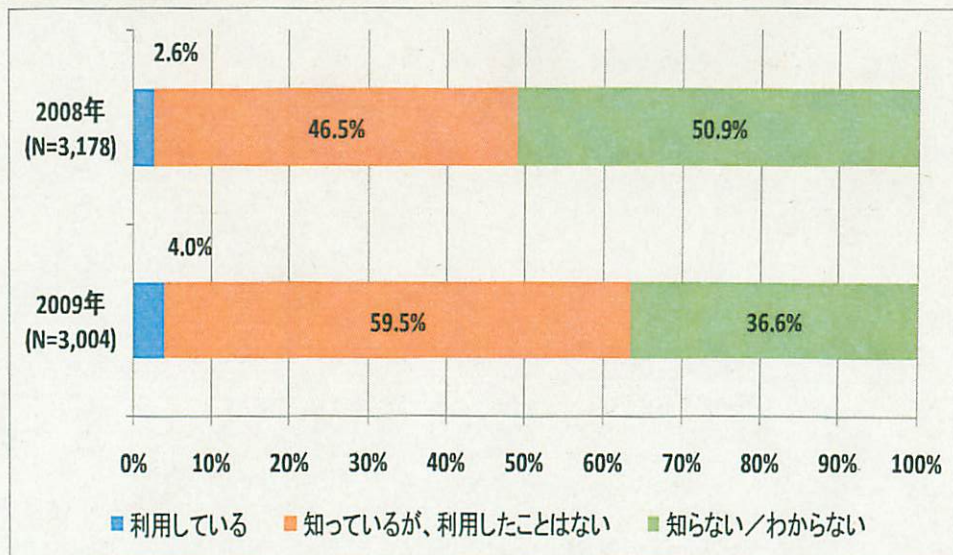


IS 02 (H22.6)



iPad (H22.5)

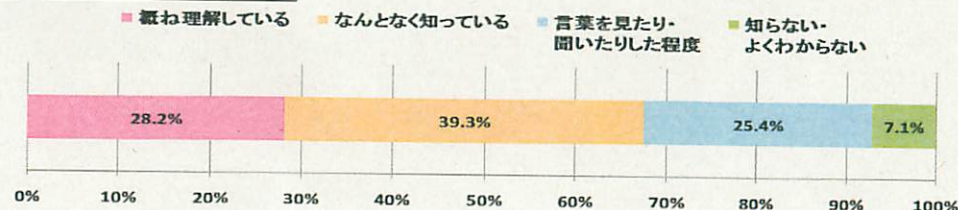
スマートフォンの利用状況(2008-2009)



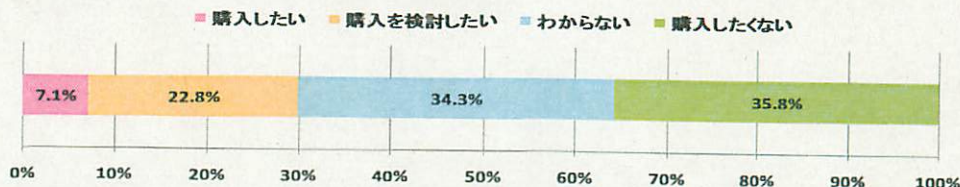
(出典: ケータイ白書2010(モバイル・コンテンツ・フォーラム監修))

スマートフォンの認知度と今後の利用意向

スマートフォンの認知度



今後のスマートフォン利用意向(未利用者)

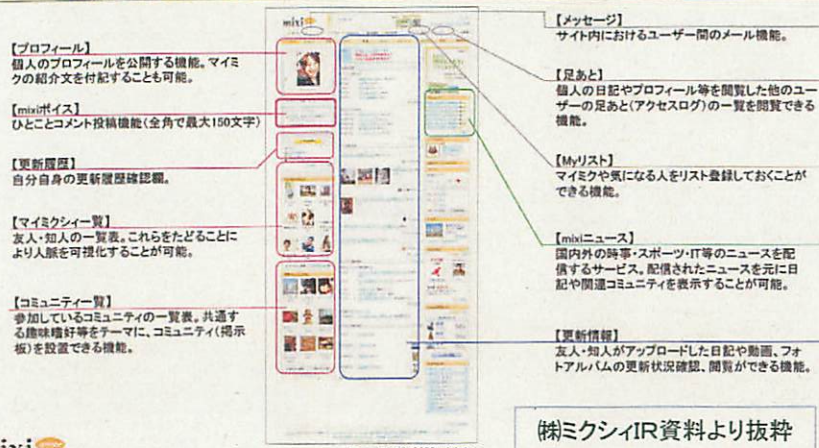


(出典: (株)MM総研「国内携帯電話及びスマートフォンの市場規模予測」(H22.8.31))

1-3. とりまく状況 -CGMサービスの利用の拡大-

SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の例

ソーシャル・ネットワーキング サービス(SNS)
自分の友人や知人をサイト上で一覧管理し、1対1でも、1対n(登録されている友人・知人や他のユーザー)でも、コミュニケーションも簡単に行うことができるWebサービス



代表的なサービス・機能

【プロフィール】

利用者のプロフィールを公開・交換する機能。顔写真、アバター(サイト内の擬人キャラクター)等のアップロードも可能。

【コミュニティ】

日記、掲示板など、テキストや写真のやりとりが可能な双方向コミュニケーション機能。共通の趣味や話題ごとに参加可能。

【メッセージ】

サイト内において利用者間でのみやりとり可能なメッセージ機能。いわゆる「ミニメール」。

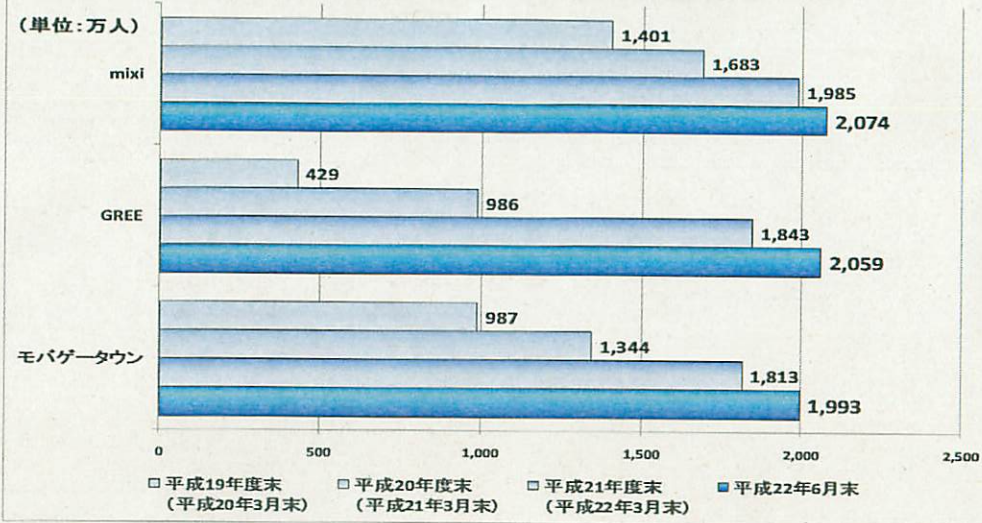
【ユーザー検索】

利用者登録情報に基づいて、特定の属性を有する利用者を検索する機能。

【あしあと】

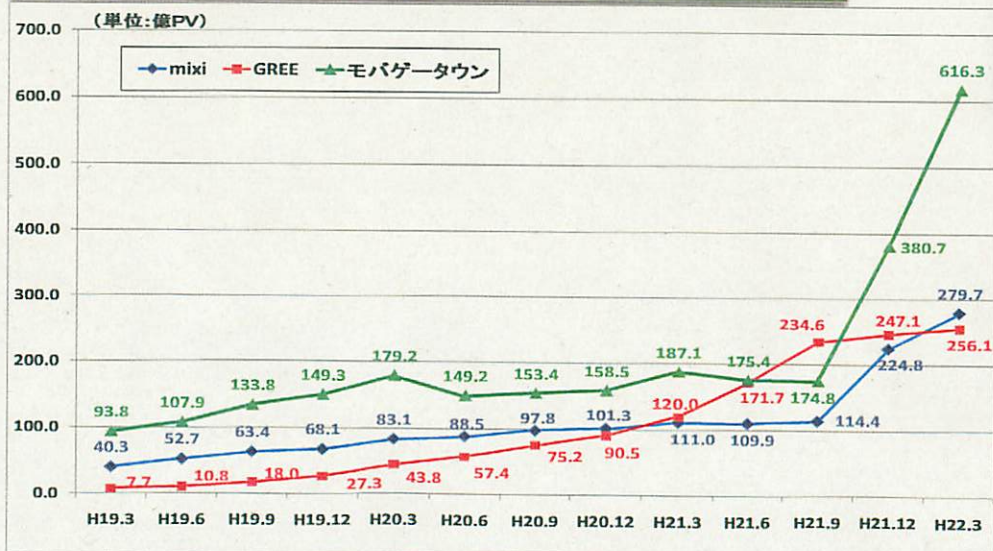
日記やプロフィール等を閲覧した他のユーザーの履歴を表示し、友人関係を広げる機能。

大手SNSの利用者数の推移



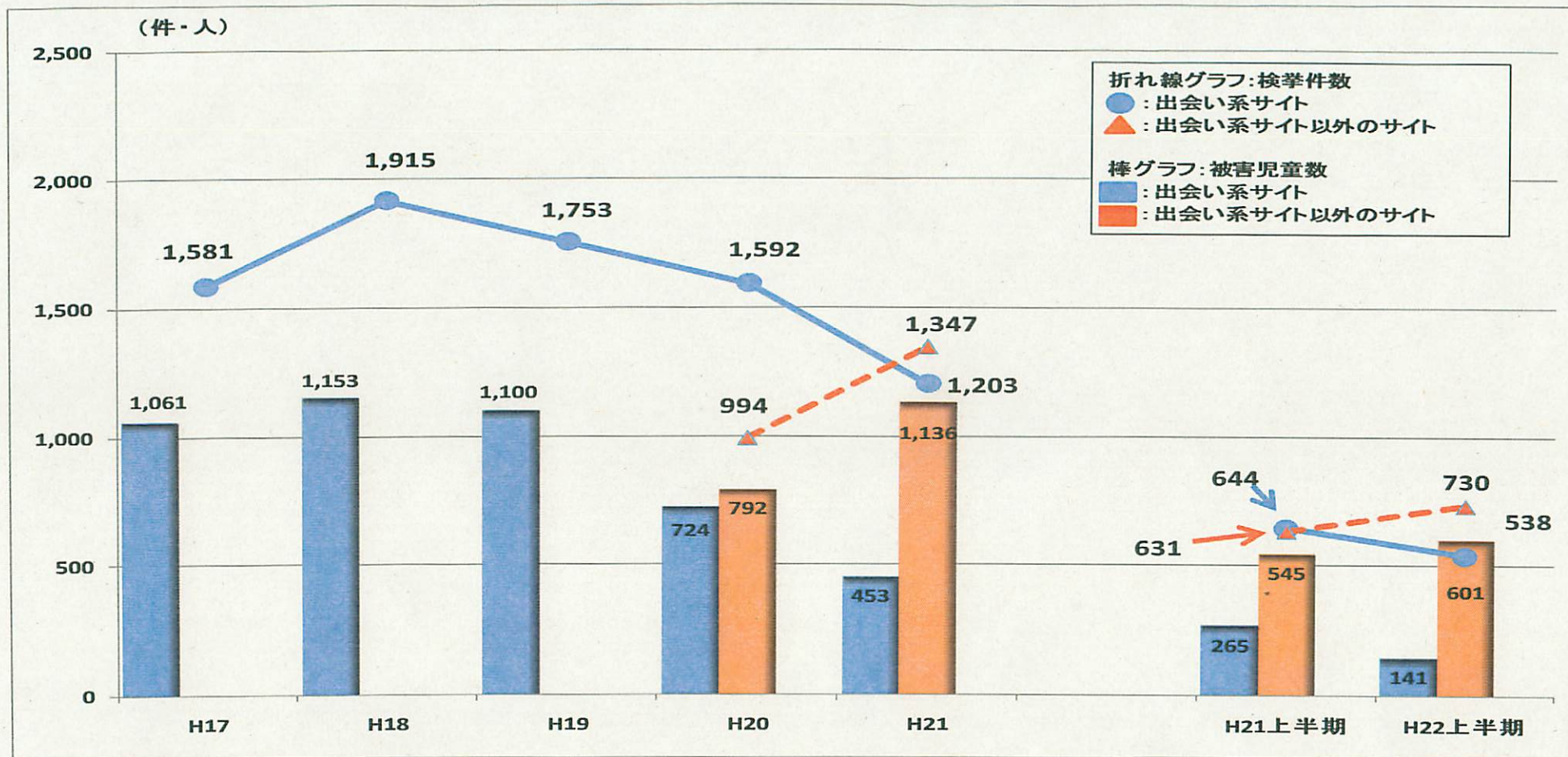
(SNS各社の決算資料等を基に総務省作成)

大手SNSのページビューの推移



(SNS各社の決算資料等を基に総務省作成)

1-4. とりまく状況 ー出会い系サイト以外のサイトにおける事件の発生ー



【被害児童数】	H17	H18	H19	H20	H21	H21上半期	H22上半期
出会い系サイト	1,061	1,153	1,100	724	453	265	141
出会い系サイト以外				792	1,136	545	601
【検挙件数】							
出会い系サイト	1,581	1,915	1,753	1,592	1,203	644	538
出会い系サイト以外				994	1,347	631	730

(出典: 警察庁「平成22年上半期の出会い系サイトに関係した事件等の検挙状況について(H22.8.19)」) 4

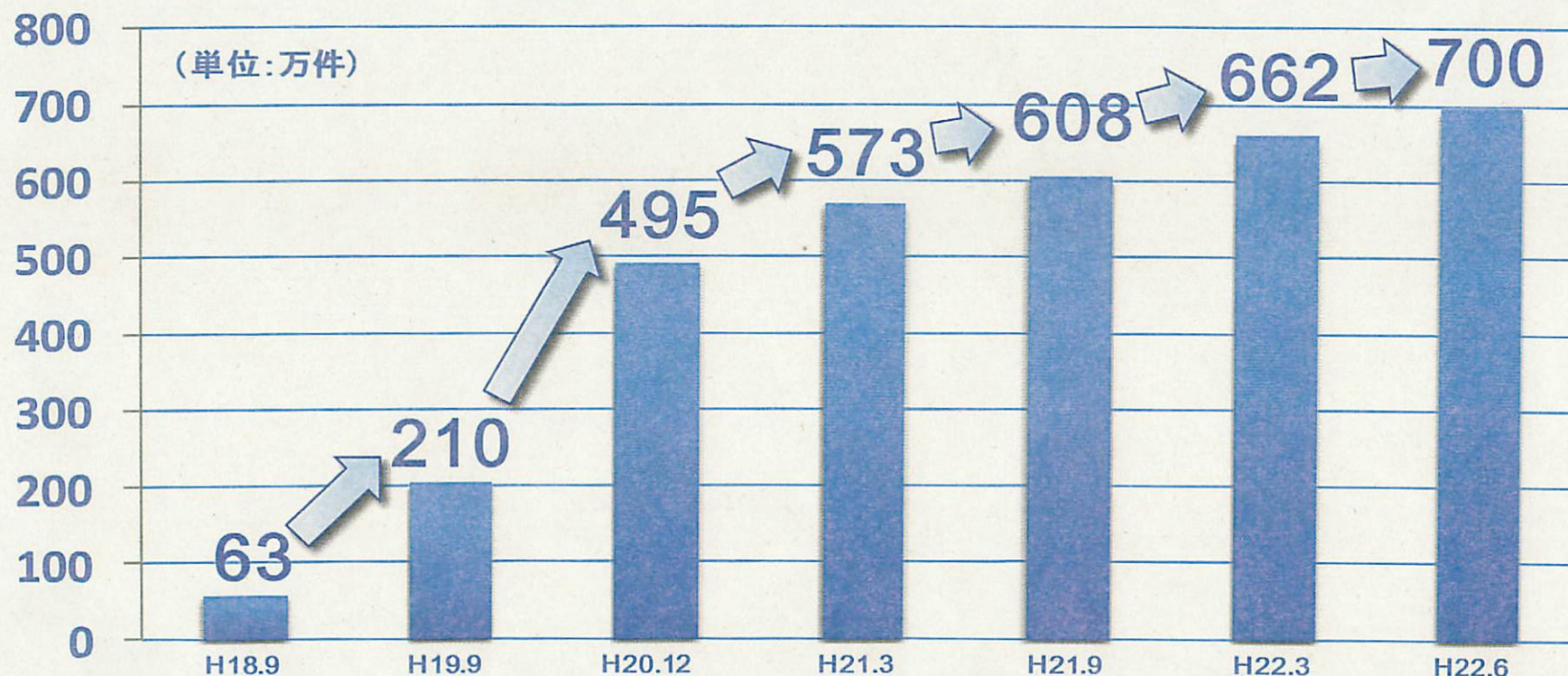
1-5. とりまく状況 ー携帯電話フィルタリングの普及ー

✓携帯電話・PHSのフィルタリングサービスの利用者数は約700万人（平成22年6月末時点）

※1年間で約107万人の増加（平成22年6月末時点では約593万人）。

（参考：青少年（小・中・高校生）のインターネットに接続できる携帯電話利用人口推計値 約750万人）

（参考：(社)電気通信事業者協会の報道発表資料）



【参考】年齢層別に見た携帯電話・PHSインターネットサービス契約者のフィルタリングサービス利用率(平成22年3月末時点)

12歳以上15歳未満契約者(中学生程度):68.9% / 15歳以上18歳未満契約者(高校生程度):42.9%

2-1. 各関係者による主な取り組み(1)

年	月	行政機関(国、地方公共団体)	事業者、民間団体	状況
平成20年	6月	『青少年インターネット環境整備法』可決・成立	株式会社ディー・エヌ・エー、ミニメールの内容確認を開始(平成19年2月より)	
	7月	広島市「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」施行		「iPhone 3G」発売
	8月		第三者機関(EMA)、コミュニティサイト運用管理体制認定開始	
	9月	内閣府「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」設置		携帯電話フィルタリングサービス利用者数、約455万人
	10月	内閣官房「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」設置		
	12月	「改正出会い系サイト規制法」施行		
平成21年	1月	・総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」最終取りまとめ、「安心ネットづくり促進プログラム」策定・公表 ・文部科学省「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」発出	携帯各社のブラックリストフィルタリングから、第三者機関(EMA)認定サイトの除外開始	
	2月	関係府省から、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動を都道府県等へ依頼	「安心ネットづくり促進協議会」設立	「BlackBerry Bold」発売
	3月	官民連携による「フィルタリング普及キャンペーン」を実施		
			ヤフー株式会社、iPhone「Yahoo!きつず」アプリ提供開始	
	4月	『青少年インターネット環境整備法』施行	NTTドコモ、フィルタリングカスタマイズサービス提供開始	携帯電話フィルタリングサービス利用者数、約573万人
	6月	・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」策定 ・総務省、ITUと共催で「安心・安全なインターネット環境整備に関する戦略対話」を開催、「東京声明」を取りまとめ	・KDDI、フィルタリングカスタマイズサービス提供開始 ・SNS大手3社(グリー株式会社、株式会社ディー・エヌ・エー及び株式会社ミクシィ)、「青少年の健全育成に向けた取組みについて」を公表	「iPhone 3GS」発売
	7月	兵庫県「改正青少年愛護条例」施行	(社)電気通信事業者協会(TCA)、フィルタリング促進キャンペーンを実施	Android搭載端末「HT-03A」発売

2-1. 各関係者による主な取り組み(2)

年次	月	行政機関(国、地方公共団体)	事業者、民間団体	状況
平成21年	8月		ソフトバンクモバイル、ウェブ利用制限(弱)提供開始	
	10月		・安心ネットづくり促進協議会・コミュニティサイト検証作業部会報告書「子どもを護るために」公表 ・I-ROI、健全性認定コンテンツを発表	携帯電話フィルタリングサービス利用者数、約607万人
	11月	総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」に「CGM検討WG」を設置		
	12月		EMA、サイト表現認定開始	
平成22年	1月	・石川県「改正いしかわ子ども総合条例」施行 ・第28期東京都青少年問題協議会、「メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について」を答申		
	3月	東京都「青少年健全育成条例」改正案提出(継続審議)		
	4月		・TCA「青少年への携帯電話等フィルタリングサービス加入奨励に関する指針」公表、フィルタリングサービス利用状況の定期公表内容の充実化 ・「監視事業者連絡会」設立	「Xperia」発売
	5月	総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言公表	ヤフー株式会社、iPhone「Yahoo!あんしんねっと」アプリ提供開始	「iPad」発売
	6月	東京都「青少年健全育成条例」改正案否決、廃案		携帯電話フィルタリングサービス利用者数、約700万人 「IS series」「iPhone4」発売
	7月		・EMA、コミュニティサイト運用管理体制認定基準を改訂 ・グリー株式会社、ミニメールの内容確認を開始	
	10月	埼玉県「改正青少年健全育成条例」施行予定		

3-1-1. 関係者による主な取り組み —青少年インターネット環境整備法—

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

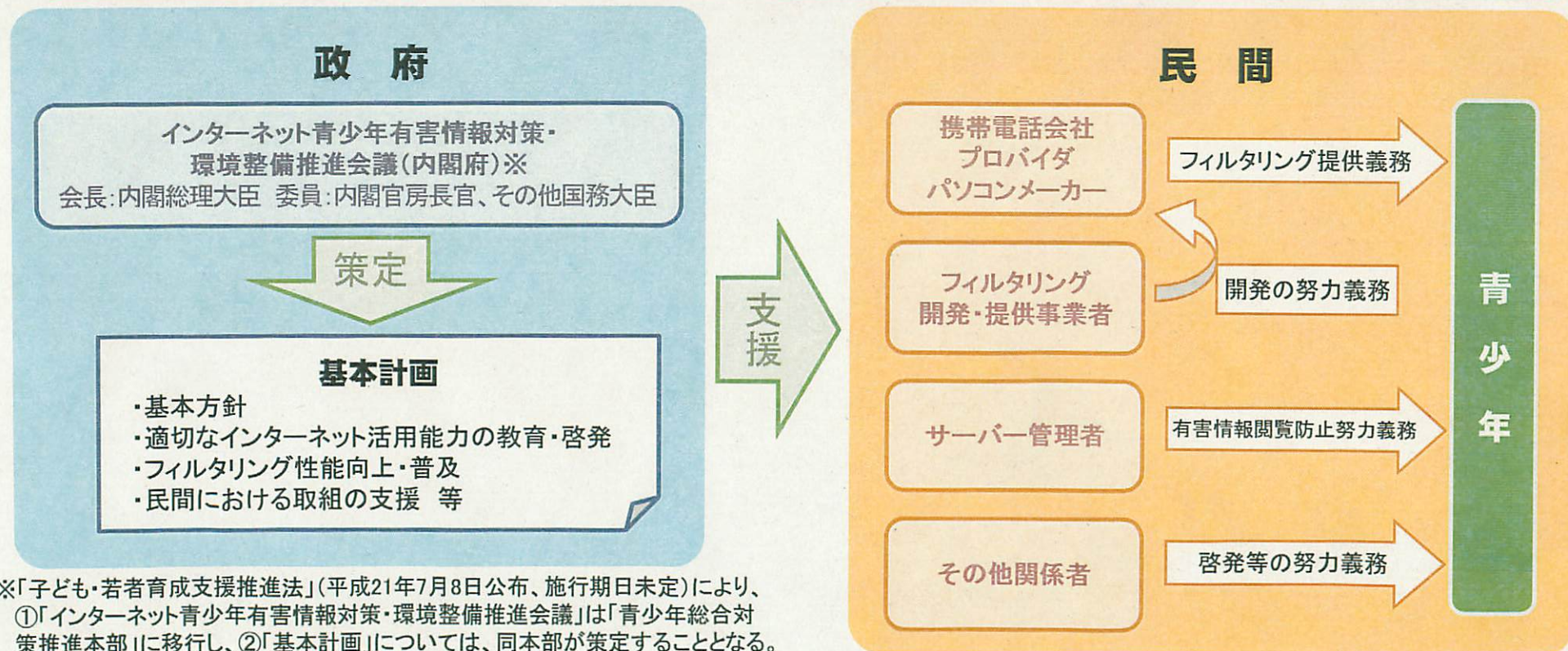
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(「青少年インターネット環境整備法」)は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され成立。
- 平成21年4月1日施行(施行後3年以内に見直し検討)。

基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導(国等は支援)



3-1-2. 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の概要 (平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)

背景

- インターネットにおける心身が未発達な青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報の数多くの流通
- 出会い系サイトなどへのアクセスによる児童買春等の犯罪被害(平成20年1,516名)
- 親子のジェネレーションギャップから、保護者の課題等に対する認識不足が懸念
- 睡眠時間を削った電子メール利用などによる青少年の生活面等への影響の懸念

基本理念

- 18歳未満の青少年の適切なインターネット活用能力習得
- 青少年の有害情報の閲覧機会の最小化
- 民間の自主的・主体的取組尊重

基本的な方針

- ＜インターネット上の新たな問題に応じた迅速な対応＞
- (1)青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進
 - (2)保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施
 - (3)事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進
 - (4)国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進

青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発の推進

- 学校における教育・啓発の推進
情報モラル教育等の推進/情報モラル等の指導力の向上/学校における啓発活動の推進/「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進(「小中学校への携帯電話の原則持込禁止」等に関する通知を踏まえた適切な対応)
- 社会における教育・啓発の推進
地域・民間団体・事業者による教育・啓発活動への支援/ポータルサイトを活用したわかりやすく速やかな情報提供
- 家庭における教育・啓発の推進
「親子のルール作り」など家庭における取組への支援/青少年の発達段階に応じた保護者の管理への支援
- 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等
- 国民運動の展開
社会総がかりで取り組むための広報啓発の実施/インターネット利用者・事業者の主体的な活動への支援

青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

- 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進
フィルタリング提供義務等の実施徹底/保護者への説明等の推進
- 携帯電話・PHSにおけるフィルタリングの高度化の推進
携帯電話・PHSのフィルタリングの多様化・改善の推進/携帯電話・PHSのフィルタリングの閲覧制限対象の適正化支援
- フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援
- フィルタリング普及促進のための啓発活動等
- フィルタリング普及状況等に関する調査研究

青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援

- 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動に対する支援
- ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援
ガイドライン策定等の体制整備の支援/効率的かつ円滑な活動実現のための支援/レタリング・ゾーニングの取組の支援
- 青少年有害情報の閲覧防止措置等に関する民事紛争の解決活動に対する支援
- 青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援
- その他の活動に対する支援

その他の施策

- サイバー犯罪の取締り等の推進
取締り推進及び体制強化/捜査等のための良好な協力関係の構築推進
- 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進
インターネット・ネットラインセンターを通じた削除等の対応依頼推進/事業者や民間団体の効果的な閲覧防止策の検討支援
- 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進
青少年等からの相談等への対応/名誉毀損・プライバシー侵害対応の支援
- 迷惑メール対策の推進
法の着実な執行その他の総合的な対策実施/国際連携の推進/チェーンメール対策の周知啓発
- 国内外における調査

推進体制等

- 国における推進体制(内閣総理大臣の下連携・協力)
- 地方公共団体・保護者・事業者・民間団体等との連携体制の活用
- 国際的な連携の促進
- 基本計画の見直し(毎年フォローアップ、3年後を目処に見直し)

3-2. 関係者による主な取り組み — 出会い系サイト規制法 —

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（「出会い系サイト規制法」）は平成15年に制定。その後、出会い系サイトの利用に起因した犯罪の多発を踏まえ、平成20年に改正。

改正前

出会い系サイト事業者の規制

- 児童による利用禁止の明示
- 児童でないことの確認
- 違反事業者に対する是正命令（罰金・懲役刑）
- 事業者に対する報告徴収（罰金刑）

利用者規制

- 何人も出会い系サイトを利用して児童を対象とする以下の行為を禁止（罰金刑）
 - ✓ 成功等の相手方となるように誘引すること
 - ✓ 対償を示して交際の相手方となるように誘引すること

その他の者の責務

- 役務提供事業者等の児童の利用防止措置
- 児童の保護者による児童の利用防止措置
- 国及び地方公共団体による教育及び啓発等の措置

問題点

出会い系サイト事業者の把握が困難

不適格事業者による事業の継続

出会い系サイト事業者による児童の被害防止措置が不十分

出会い系サイト事業者以外の者による事業の利用防止に向けた取組の促進の必要

出会い系サイト事業者に対する規制の強化

①届出制の導入

→ 事業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会へ届け出（無届は処罰）

②事業停止命令の創設

→ 違反者は処罰

③欠格事由・事業廃止命令の創設

→ 違反者は処罰

④児童に係る誘引情報の削除措置

→ ・児童が異性を誘う書き込み
・大人が異性の児童を誘う書き込みが対象（不履行は業務処分対象）

児童による利用の防止措置の強化

⑤民間団体が行う児童利用防止活動の促進

→ ホットライン業務を行う民間団体を国家公安委員会が登録し、情報提供の支援を実施

⑥フィルタリングの普及

→ 出会い系サイトに役務を提供する事業者（携帯電話・PHS会社）や保護者が行う児童の出会い系サイトの利用防止措置の例としてフィルタリングを明記（努力義務）

3-3. 関係者による主な取り組み(1)－主な地方公共団体の青少年健全育成条例改正の類型－

広島市、兵庫県、石川県、埼玉県等の各地方公共団体によって、フィルタリングの普及徹底に向けた条例が施行。(この他、東京都、神奈川県、静岡県、京都府等が条例化を検討している。)

《主な内容》

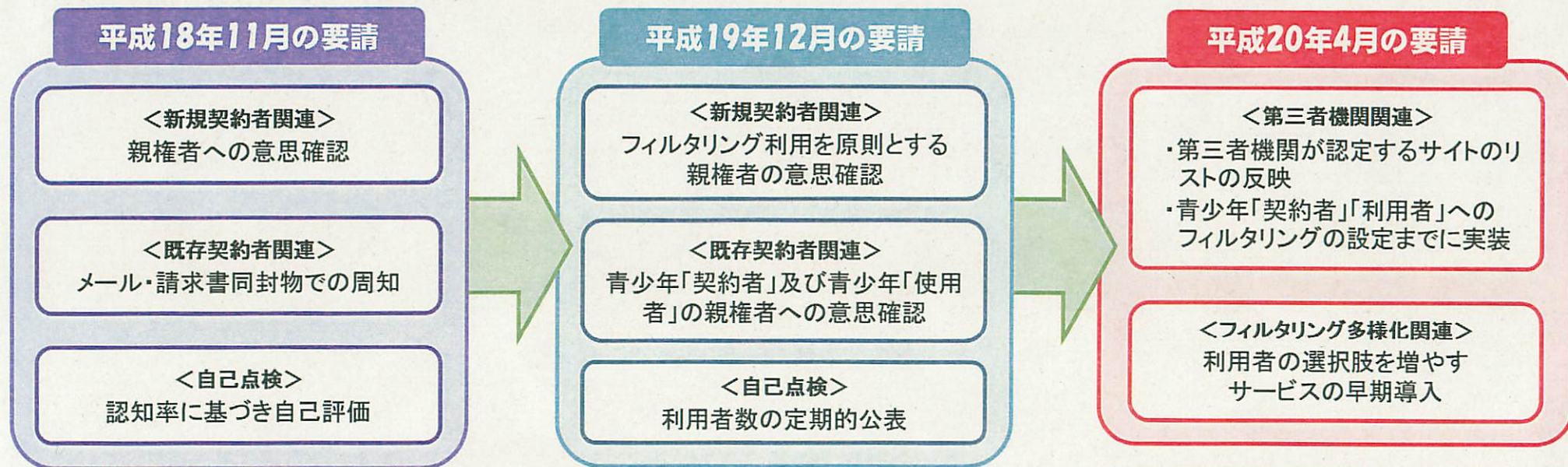
- 理由書提出義務（兵庫県、石川県、埼玉県）
保護者に対して、フィルタリングサービス不要の申出を行う場合に、理由を記載した書面を携帯電話インターネット接続
役務提供事業者に提出する義務を課す規定。
- 理由書の保存義務（兵庫県、石川県、埼玉県）
事業者に対して、上記理由書を一定期間保存する義務を課す規定。
- フィルタリング不要理由の限定（兵庫県、石川県、埼玉県等）
上記の理由を、青少年が就労している場合等に限定する規定。
- フィルタリングの内容等の説明義務（兵庫県、石川県、埼玉県等）
事業者に対して、フィルタリングの内容等を保護者に対して説明するとともに、説明書を交付する義務を課す規定。
- フィルタリングの基準設定（広島市）
フィルタリング機能にかかる基準を具体的に規定。
- 携帯電話を持たせない努力義務（石川県）
保護者に対して、小学生、中学生に、携帯電話端末又はPHS端末を持たせない努力義務を課す規定。

3-3. 関係者による主な取り組み(2) - 主な地方公共団体の青少年健全育成条例改正の概要 -

		兵庫県	石川県	埼玉県	広島市
施行日		平成21年7月1日	平成22年1月1日	平成22年10月1日(予定)	平成20年7月1日
フィルタリング設定義務関連		なし(保護者による不要の申出がある場合はフィルタリングを解除可能)	なし(保護者による不要の申出がある場合はフィルタリングを解除可能)	なし(保護者による不要の申出がある場合はフィルタリングを解除可能)	フィルタリングを備えた状態で販売しなければならない(例外規定なし) (第10条第2項)
理由書関連	理由書提出義務	保護者に理由書提出義務 (第24条の4第2項)	保護者に理由書提出義務 (第34条の2第2項)	保護者に理由書提出義務 (第21条の4第1項)	なし
	理由がない場合の役務提供の禁止	なし	事業者、理由書の提出がない場合の役務提供を禁止 (第34条の2第3項)	事業者、理由書の提出がない場合の役務提供を禁止 (第21条の4第3項)	—
	理由書保存	事業者、理由書保存義務 (第24条の4第4項)	事業者、理由書保存義務 (第34条の2第3項)	事業者、理由書保存義務 (第21条の4第3項)	—
	理由の限定	規則で理由を限定 ・障がいや疾病 ・就労 ・保護者による利用状況の全把握 ・その他知事が別に定めるもの	規則で理由を限定 ・就労 ・障がいや疾病 ・保護者による利用状況の適切な把握 ・その他知事が別に定めるもの	規則で理由を限定 ・就労 ・障がいや疾病 ・保護者による利用状況の適切な把握	—
フィルタリングの内容等の説明義務		事業者、フィルタリングの内容等の説明義務(第24条の4第3項)	事業者、フィルタリングの内容等の説明義務(第34条の2第1項)	事業者、フィルタリングの内容等の説明義務(第21条の4第2項)	なし
有害情報関連	有害情報の定義	法と異なる定義規定(第9条第1項、第24条の2第1項)	法と異なる定義規定(第34条第2項)	法と異なる定義規定(第11条第1項)	法と異なる定義規定(第2条)
	フィルタリング基準設定関連	なし	なし	なし	・市が、フィルタリング機能に係る基準を具体的に策定 ・その基準に適合するフィルタリングソフトの活用を関係者に働きかけ (第9条第2項)
携帯電話端末保有関連		なし	保護者に、小学生・中学生等に携帯電話端末を持たせない努力義務 (第33条の2第3項)	なし	なし
報告要求、勧告、公表、立入調査		・説明要求、資料提出要求、調査(第24条の4第5項) ・勧告(第24条の4第6項) ・公表(第24条の4第7項)	・報告要求(第34条の2第4項) ・勧告(第34条の2第5項) ・公表(第34条の2第6項)	・勧告(第21条の4第4項) ・報告要求、資料提出要求(第21条の4第5項) ・公表(第21条の4第6項) ・立入調査(第26条)	・指導、勧告(第11条) ・立入調査、資料提出要求(第12条) ・公表(第13条)

3-4. 関係者による主な取り組み —民間の自主的取組（フィルタリングの普及改善）—

総務省では、青少年を有害情報から守る観点から、携帯電話フィルタリングサービスの一層の導入促進に向けて、過去3回にわたり携帯電話事業者等に対する大臣要請を実施。携帯・PHS事業者は積極的に対応。

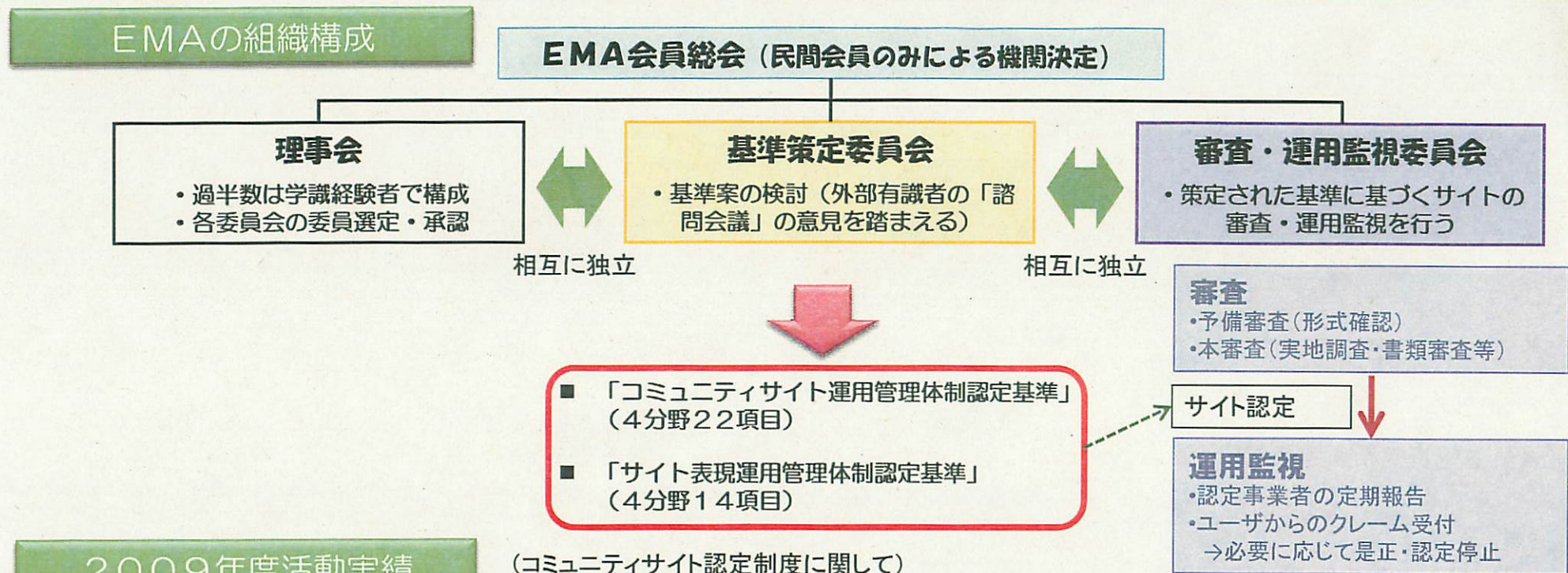


	NTTドコモ	KDDI	SBM
① EMAリストの反映	H21/1/9～	H21/2月～	H21/1月末～
② 18歳未満の既存契約者の保護者に対する意思確認 不要な申し出がなかった者に対するフィルタリング設定	H20/10月～	H20/10月～	H20/10月～
	H21/1月下旬～	H21/2月～	H21/2月～
③ フィルタリングサービスの多様化	H21/1/9 サイト及びカテゴリの取捨選択	H21/6/16 サイト及びカテゴリの取捨選択	H21/8/31 年齢層別リスト

3-5. 関係者による主な取り組み —民間の自主的取組（第三者機関によるサイト認定）—

■ 一般財団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）は、青少年の利用に配慮したサイト運用管理基準の策定、審査・認定・運用監視業務、リテラシー活動等を通じたモバイルコンテンツの健全化に関する民間の第三者機関として平成20年4月に設立（代表理事：堀部政男一橋大学名誉教授）。

■ EMAが認定を行ったサイトは、携帯フィルタリングの原則適用の閲覧制限から除かれる。



2009年度活動実績

（コミュニティサイト認定制度に関して）

認定サイトの現況	<ul style="list-style-type: none"> 認定サイト数：45サイト 総会員数：8,758万人 総投稿数：6,912万件/日 	<ul style="list-style-type: none"> 監視体制：合計1,318名 強制退会数：2,530件/日 削除投稿数：41,446件/日
EMAへの通報状況	<ul style="list-style-type: none"> 規約違反投稿関連：1,296件 運用管理体制関連：787件 	<ul style="list-style-type: none"> ユーザのクレーム関連：318件 不適切広告関連：165件 <p>等</p>
EMA認定制度の状況	<ul style="list-style-type: none"> 認定率（認定数/審査完了）：67.6% 認定継続率（認定中/審査完了）：48.5% 	<ul style="list-style-type: none"> EMAからの是正通知等による改善：12.1件（1サイト当たり）

※ EMAの他、民間の第三者機関として「インターネットコンテンツ審査監視機構(I-ROI)」においてもサイトの認定活動等を実施中。

3-6. 関係者による主な取り組み —民間の自主的取組（プロバイダ責任制限法に基づく取組）—

プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、業界団体や権利者団体等による民間の自主的取組として、実務上の行動指針となる各種ガイドラインや、契約モデル約款等が策定されている。

プロバイダ責任制限法関係ガイドライン

名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン（平成14年5月策定）

- ✓ インターネット上で名誉棄損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

著作権関係ガイドライン（平成14年5月策定）

- ✓ インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。
- ✓ 方施行移行平成21年8月末までに、JASRAC(日本音楽著作権協会)から約39万件の削除要請があり、そのほとんどがプロバイダ等により措置されている。

商標権関係ガイドライン（平成17年7月策定）

- ✓ インターネットオークション等で商法権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

発信者情報開示関係ガイドライン（平成19年2月策定）

- ✓ インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改定（平成20年度）

- (1) 違法な情報及び公序良俗に反する情報の例示
 - 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買等の犯罪を助長する情報
 - わいせつ、児童ポルノ、児童虐待等の画像の送信及びそれらの売買に関する情報等
 - 人の殺害現場の画像、動物を虐待する画像等の残虐な情報
 - 違法行為(けん銃の譲渡、爆発物の不正な製造、殺人等)を請負、仲介、誘引する情報
 - 人を自殺に誘引・勧誘する又は第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介する行為
 - 犯罪や違法行為に結びつく情報や誹謗中傷、プライバシー侵害の掲載を助長する行為 等
- (2) 情報の削除等の対応(警告、削除要請、削除等)
契約者によるサービスの利用が(1)の各号に該当する場合などには、当該情報の削除等の対応を行う
- (3) 利用の停止
- (4) 解約

モデル約款を示すことにより、各社における約款・利用規約等の整備を促進し、電子掲示板の管理者等による契約等に基づく対応を効果的に支援

3-7. 関係者による主な取り組み —民間の自主的取組（相談窓口の設置）—

一般からのインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付け、プロバイダ等に対して削除依頼を行う機関として、インターネットホットラインセンターや、違法・有害情報相談センターが設置されている。



通報フォーマット（ウェブのみ）
<http://www.internethotline.jp/>

違法・有害情報相談センター

サイト管理者や学校関係者等に対して、違法・有害情報への適切な対応手法について助言する

ホットラインセンターの運用状況（H21）

通報受理件数：130,586件
 削除依頼件数：違法16,496件／有害1,971件
 削除完了件数：違法14,518件／有害1,546件

相談窓口（電話・ウェブ）

TEL 03-5644-4800

<http://www.ihaho.jp/>



3-8. 関係者による主な取り組み —民間の自主的取組（SNSサイト運営者の取組）—

平成21年6月1日、グリー株式会社、株式会社ディー・エヌ・エー及び株式会社ミクシィの大手SNS3社は、従来から行っていた青少年に配慮したサイト運営の取組を強化するため、以下の対策の実施を発表した。これ以降、総務省での検討も踏まえ、下記方向性に沿った利用制限や年齢確認の確実化等の個別の取組を別途実施している。

1 青少年の健全育成、犯罪・トラブル防止のためのサイト管理・対応の強化・徹底

- 利用規約の禁止事項に該当する投稿の削除など適切な対応の強化
 - 実効性のあるサイトパトロールの在り方の検討
- ☞ 24時間・365日体制で数百人規模によるサイト監視を実施。
- ☞ 会員間でやり取りされるメッセージ（ミニメール）の内容確認を実施。（※株式会社ミクシィは検討中。）

2 年齢確認の確実性を高めるための取組の実施

- 各社とも年齢認証の確実性を高める施策を検討し、実施
 - 携帯電話事業者等の第三者の助言を仰ぎながら、実効性の高い年齢認証制度の検討
- ☞ フィルタリングを設定している携帯端末からのアクセスを青少年利用と見なすシステムを運用。
- ☞ 携帯電話事業者等が取得した年齢情報をCGM運営者が活用した年齢認証システムの導入を検討中。

3 年齢に応じた利用制限・利用領域の設定

- 年齢確認を組み合わせるなどして、年齢に応じ、サイトの利用機能・利用領域を制限
- ☞ 18歳未満ユーザに対する保護施策（双方向サイトの利用制限、友人検索制限、ミニメール機能制限等）を実施。

4 各種啓発活動の強化

- サイト上で、サービスの適切な利用方法や各種法律に関する啓発を強化
- EMA、安心ネットづくり促進協議会などの各種団体と連携して、普及啓発活動への取組を強化

3-9. 関係者による主な取り組み —啓発活動（安心ネットづくり促進協議会）—

安心ネットづくり促進協議会

- 平成21年2月27日、これまで普及啓発活動等を各々で取り組んできた利用者・産業界・教育関係者等が相互に連携するため、安心ネットづくり促進協議会が設立された。
- 設立総会で会長に選任された鷲田大阪大学総長から、活動指針「1億人のネット宣言もっとグッドネット」が示され、インターネット利用環境整備に関する自主宣言「もっとグッドネット宣言」の普及や各地域における普及・啓発活動（もっとグッドネットin大阪等）が図られている。
- 平成22年7月17日現在、会員数：199会員（正会員:83、賛助会員:43、特別会員:73）

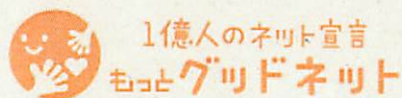


【役員】（五十音順・敬称略）

- 会長 鷲田 清一（大阪大学総長）
- 副会長 清原 慶子（三鷹市長）
- 副会長 曾我 邦彦（(社)日本PTA連合会 顧問）
- 副会長 高橋 正夫（(社)全国高等学校PTA連合会 顧問）
- 副会長 村井 純（慶應義塾大学教授）
- 幹事 加藤 薫（㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ 取締役常務執行役員経営企画部長）
- 幹事 金子 郁容（慶應義塾大学教授）
- 幹事 楠 正憲（マイクロソフト㈱ 法務・政策企画統括本部・技術標準部長）
- 幹事 小泉 文明（㈱ミクシィ 取締役経営管理本部長）
- 幹事 島上 英治（ソフトバンクモバイル㈱ 執行役員人事総務統括本部本部長）
- 幹事 関 聡司（楽天㈱ 渉外室・執行役員渉外室室長）
- 幹事 長尾 毅（KDDI㈱ 執行役員渉外・広報本部長）
- 幹事 中村 伊知哉（慶應義塾大学教授）
- 幹事 西垣 通（東京大学情報学環教授）
- 幹事 春田 真（㈱ディー・エヌ・エー 常務取締役兼CFO）
- 幹事 別所 直哉（ヤフー㈱ 最高コンプライアンス責任者兼法務本部長）
- 幹事 堀部 政男（一橋大学名誉教授）
- 幹事 松井 収（全日本空輸㈱ CSR推進部長）
- 幹事 千葉 英世（富士通㈱ パブリックリレーションズ本部政策渉外部・統括部長代理）
- 幹事 三膳 孝通（㈱インターネットイニシアティブ 戦略企画担当取締役）
- 幹事 安田 啓司（㈱ベネッセコーポレーション 次世代マーケティング開発室室長）
- 幹事 山口 英（奈良先端科学技術大学院大学教授）
- 会計監査人 中村 秀治（富士通㈱ 社会システム研究本部・情報通信政策研究グループリーダー）

普及啓発委員会

- ◆普及啓発活動作業部会



調査企画委員会

- ◆調査検証作業部会
- ◆児童ポルノ対策作業部会
- ◆コンテンツレイティング作業部会
- ◆コミュニティサイト検証作業部会（報告書「子どもを守るために」公表）

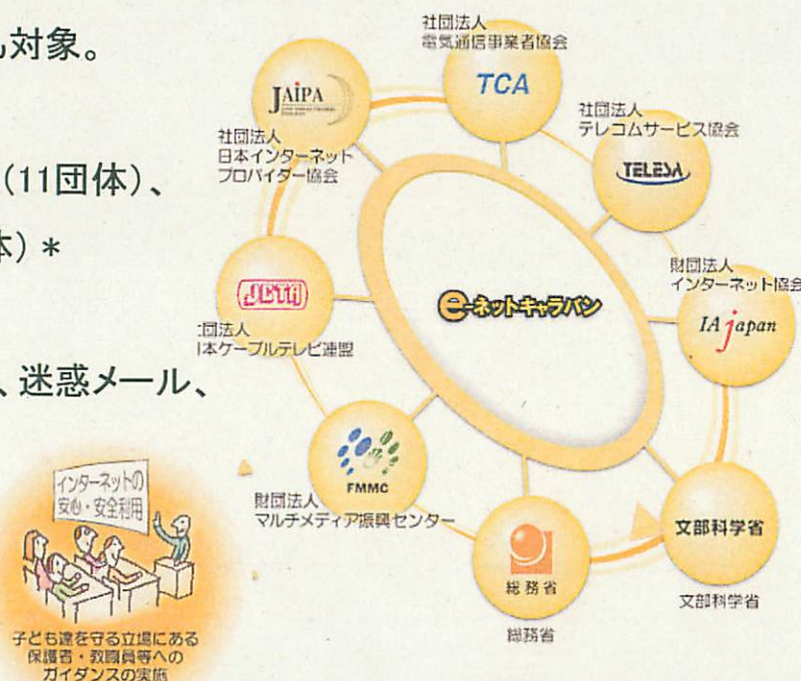
3-10. 関係者による主な取り組み —啓発活動（e-ネットキャラバン）—

e-ネットキャラバン

子どもたちのインターネットの安全な利用のため、インターネットの「影」の部分についての保護者・教職員向けの講座を、通信業界と総務省が協力して開催。通信業界は、無償で職員を講師に派遣する等、各企業のCSR（Corporate Social Responsibility）活動として参画。総務省、文部科学省が連携して支援。

- ◆対象者 : 保護者・教職員。要望があれば児童・生徒も対象。
- ◆実施主体 : (財)マルチメディア振興センター
- ◆協力団体 : 通信事業者等民間団体(188社)、公益法人(11団体)、
政府・自治体(2省・16団体)、その他(38団体)*
- ◆講師 : 認定講師 1,508名*
- ◆講演内容 : インターネットを通じた犯罪に関する情報や、迷惑メール、
架空請求詐欺等の実態や対処方法等。
- ◆開始年度 : 平成18年4月から実施。
- ◆実施件数 : 3,570件*

(*平成22年8月末現在)



総務省の広報ビデオ: http://www.soumu.go.jp/menu_00/media/070514_1.html

<http://www.e-netcaravan.jp/>

3-11. 関係者による主な取り組み ー技術的対策ー

インターネット上の違法・有害情報検出技術の研究開発

- 時々刻々新たに流通する違法・有害情報を検出するには、効果的なコンテンツ・チェック方式の高度化が不可欠。現在インターネット接続事業者（ISP）等で用いられているのは、単語レベルで一致したものを検出する技術が一般的であるが、今後は、文脈の意味を解析して、文章単位で違法・有害な情報を検出することのできる技術を開発することにより、ISP等における違法・有害情報の検出の迅速化を図るとともに、検出の負担を軽減し、もってインターネット上の情報の適正化を推進することが重要な課題。
- 本研究開発は、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）から㈱KDDI研究所に委託され、昨年9月から研究が開始されている。
- 実施期間は、平成21年度から平成23年度を予定。

